

別 紙

公開概要書

受付日	令和 8 年 8 月 6 日	回答日	令和 8 年 8 月 25 日	担当課	税務課
意 見 等 の 内 容	8 月 5 日付け回答をいただきましたが、事実と異なる回答であった。改めて精査いただき、税務課長はなぜ回答を拒み続けたかの真実を調査いただき、ご回答ください。 税務署における相続税の評価過程においても、当方が所有する山林は、補正を検討する余地があるとの回答を得ています。				
回 答 の 内 容	これまでのご質問の経過を踏まえ、改めてご説明申し上げます。 所要の補正の必要性の検討については、6 月 8 日付け申入書回答における「3 当該土地について、個別的減価要因としての検討を行った事実の有無。」との回答依頼事項に対し、「道路トンネルを個別的減価要因とした補正項目はなく、登記簿に区分地上権の権利記載がある土地ではないため、検討はしておりません。」と回答しております。 また、検討を行わない理由については、同申入書回答の「4 地下トンネルの存在が固定資産評価へ影響しないと判断される場合には、その根拠となる固定資産評価基準、通達、内部基準または判断材料について」の回答依頼事項に対し、総務省「固定資産評価基準」及び「令和 6 年度基準固定資産評価事務取扱要領」の抜粋を別紙として添付し、回答しております。 求められている内容については誠実に対応してきたところであり、固定資産評価基準に基づき、山林の地勢、土層、林産物の搬出条件等の観点から検討を行っております。 その結果、林産物の搬出や山林管理については、支線道路（「固定資産評価基準」別表第 7 の 1 山林の比準表に定義されている、幹線道路以外の道路で、牛馬車又はその通行ができる道路及び管流路）を通じて可能であり、また、道路トンネルの存在によって樹木の育成に影響を与えるものとは考えられないため、「山林の比準表」に定める付設条件を満たしております。 以上のことに加え、当該山林の評価額は基準地を下回っており、近隣と比較しても適正であることから土地評価については、所要の補正の必要性はないものと判断しております。				